

2010年12月3日  
みずほコーポレート銀行(中国)有限公司  
中国アドバイザー一部

—中華人民共和國税関総署公告関連—

**みずほ中国 ビジネス・エクスプレス**  
( 第137号 )

## 税関総署、改訂版『税関企業分類管理弁法』を公布

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

中華人民共和國税関総署は2010年11月15日付で、『**税関企業分類管理弁法**』(税関総署令第197号、以下、『**新弁法**』という)を公布しました。『**新弁法**』は、税関総署が2008年に公布した『**税関企業分類管理弁法**』(税関総署令第170号、以下、『**旧弁法**』という)を改訂したものです。

税関総署は2008年、世界税関機関(WCO)の『**国際貿易の安全確保および円滑化のためのWCOの「基準の枠組み」**』におけるAEO(Authorized Economic Operator、「認定された経済事業者」)制度<sup>1</sup>に基づき、『**旧弁法**』を制定。『**旧弁法**』ではリスク指標に基づき、企業をAA類、A類、B類、C類、D類の5段階に分類しており、このうちAA類およびA類には通関上の便宜措置を適用し、B類には通常の監督管理措置を適用すると定める一方、リスク指標の高いC類およびD類の企業に対しては厳格な監督管理措置をとる旨、規定しました。

今年に入り、税関総署は『**旧弁法**』の改訂を行うため、関連企業・協会を招き、6月に公聴会を開催。『**新弁法**』は公聴会での意見を取り入れた上で改訂・公布されたものではないかと考えられます。

この度公布された『**新弁法**』は『**旧弁法**』と同様、企業に対して5段階の分類基準を適用するなど、体裁はほぼ『**旧弁法**』を踏襲。AA類分類管理に係る基準の一部を変更したほか、条文内容の明確化を図っており、**2011年1月1日**より施行されます。

『**新弁法**』の詳細につきましては、以下をご参照ください。

### □ 分類管理の適用対象

分類管理について、『**新弁法**』第2条では、税関で登録・登記している輸出入貨物の受取人・荷送人および通関企業に対して適用する旨、規定しています。なお、「輸出入貨物の受取人・荷送人」および「通関企業」の定義に

<sup>1</sup>米国同時多発テロ以降、国際貿易の安全確保と円滑化の両立を図るため、WCOは2005年6月、『**国際貿易の安全確保および円滑化のためのWCOの「基準の枠組み」**』を採択。その主要要素として「電子的な事前情報に係る提出要件の国際標準化」、「国際的に整合性のとれたハイリスク貨物の選定」、「輸出国における非破壊検地機器(大型X線検査装置など)を使用した貨物の実施」、「一定の基準を満たす民間企業に対する優遇措置の明確化」が挙げられている(平成19年3月2日、関税・外国為替等審議会『WTO及びWCOを巡る最近の動きについて』参照)。また翌2006年6月にはAEOについての条件、認証、ベネフィットなどについて規定した『**AEOガイドライン**』が採択され、2007年6月には「基準の枠組み」に『**AEOガイドライン**』に内容を包含する改訂が行われた。「基準の枠組み」では、AEOの定義について、「どのような機能であれ物品の国際移動に携わり、WCOや同等のサプライチェーン安全基準を遵守しているとして国家の税関に承認されるか又はそれを代行する者をいう」(財務省HP、WCO SAFE「基準の枠組み」仮訳参照)としており、AEOの認定要件としては、業務執行上のコンプライアンス性を有していること、輸出入取引の記録に係る管理システムを有していること、税関と円滑なコミュニケーションがとれていること、良好な財務状況であること、などが挙げられている。

ついて、『税関による通関単位に対する登録・登記管理規定』(税関総署令第127号)では、以下のように規定されています。

#### 【輸出入貨物の受取人・荷送人】

法に基づき直接、貨物を輸入もしくは輸出する中華人民共和国の税関領域内にある法人、その他の組織もしくは個人。

#### 【通関企業】

税関における登録・登記を受け、輸出入貨物の受取人・荷送人の委託を受け、輸出入貨物の受取人・荷送人の名義により、もしくは自己名義により、税関において代理通関業務手続を行い、通関サービス業務に従事する国内企業法人。

また『新弁法』第11条では、税関で登記した加工企業についても、輸出入貨物の受取人・荷送人に準じた分類管理を適用すると規定しています。

### □ 分類管理の基準

『新弁法』では、税関で登録・登記している企業をAA類、A類、B類、C類、D類の5段階に分類しており、新規で税関に登録・登記する場合、まず「B類企業」に分類され、通常の監督・管理が適用されます。また税関手続の便宜措置が設けられているA類やAA類などへの昇格は、企業の自主的な申請に基づき、企業が一定の条件を満たす場合に認められます。一方、密輸行為や知的財産権の侵害があるなど、リスク指標が高いと認められた場合、税関の判断に基づき、C類やD類の管理が適用されます。

輸出入貨物の受取人・荷送人に係る分類基準、および『旧弁法』と『新弁法』の違いについては以下をご参照ください。

#### 【AA類企業】

『新弁法』では、『旧弁法』の「前年度の輸出入総額が3千万米ドル(中西部は1千万米ドル)以上であること」という輸出入総額に係る条件が削除されており、AA類基準の条件緩和がされています。また、新たに「前年度における輸出入の通関誤差率が3%以下であること」という通関誤差率に係る条件が加えられています。

| 分類  | 『旧弁法』                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 『新弁法』                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| AA類 | <p>AA類企業は、以下の条件をすべて満たしていなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ A類管理がすでに1年以上適用されていること。</li> <li>✓ 前年度の輸出入総額が3千万米ドル(中西部は1千万米ドル)以上であること。</li> <li>✓ 税関の査察・検証を受け、税関管理、企業経営管理および貿易安全の要求に合致していること。</li> <li>✓ 毎年、『経営管理状況報告書』および会計士事務所が作成した前年度の監査報告書を提出していること。半年ごとに『輸出入業務状況表』を提出していること。</li> </ul> | <p>AA類企業は、以下の条件をすべて満たしていなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ A類管理に係る条件を満たし、A類管理がすでに1年以上適用されていること。</li> <li>✓ 前年度における輸出入の通関誤差率が3%以下であること。</li> <li>✓ 税関の査察・検証を受け、税関管理、企業経営管理および貿易安全の要求に合致していること。</li> <li>✓ 毎年、『企業経営管理状況評価報告書』および会計士事務所が作成した前年度の監査報告書を提出していること。半年ごとに『輸出入業務状況表』を提出していること。</li> </ul> |

# 【A類企業】

『新弁法』におけるA類企業の基準は、ほぼ『旧弁法』のものを引き継いでいますが、「前年度における輸出入の通関誤差率」の条件が若干緩和され、『旧弁法』の「3%以下」から「5%以下」に引き上げられています。

| 分類 | 『旧弁法』                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 『新弁法』                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| A類 | <p>A類企業は、以下の条件をすべて満たしていなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ B類管理がすでに1年以上適用されていること。</li> <li>✓ 連続する1年にわたり、密輸罪、密輸行為、税関監督管理規定に違反する行為がないこと。</li> <li>✓ 連続する1年にわたり、知的財産権を侵害する貨物の輸出入により、税関の行政処罰を受けていないこと。</li> <li>✓ 連続する1年にわたり、滞納している税金、罰金・没収といった状況が存在しないこと。</li> <li>✓ 前年度の輸出入総額が50万米ドル以上であること。</li> <li>✓ 前年度における輸出入の通関誤差率が3%以下であること。</li> <li>✓ 会計制度が完備しており、業務記録が真実性、完全性を有していること。</li> <li>✓ 自発的に税関管理に協力し、遅滞なく各税関手続を行い、税関に提出する書類、証明書が真実性を有しており、完全かつ有効であること。</li> <li>✓ 毎年、『経営管理状況報告書』を提出していること。</li> <li>✓ 規定に基づき、『中華人民共和国税関輸出入貨物の受取人・荷送人通関申告登録・登記証明書』に係る切替手続および関連する変更手続を行っていること。</li> <li>✓ 商務、人民銀行、工商、税務、品質検査、外貨、監察等の行政管理部門および機関に不良記録がないこと。</li> </ul> | <p>A類企業は、以下の条件をすべて満たしていなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ B類管理がすでに1年以上適用されていること。</li> <li>✓ 連続する1年にわたり、密輸罪、密輸行為、税関監督管理規定に違反する行為がないこと。</li> <li>✓ 連続する1年にわたり、知的財産権を侵害する貨物の輸出入により、税関の行政処罰を受けていないこと。</li> <li>✓ 連続する1年にわたり、滞納している税金、罰金・没収といった状況が存在しないこと。</li> <li>✓ 前年度の輸出入総額が50万米ドル以上であること。</li> <li>✓ 前年度における輸出入の通関誤差率が<u>5%以下</u>であること。</li> <li>✓ 会計制度が完備しており、業務記録が真実性、完全性を有していること。</li> <li>✓ 自発的に税関管理に協力し、遅滞なく各税関手続を行い、税関に提出する書類、証明書が真実性を有しており、完全かつ有効であること。</li> <li>✓ 毎年、『企業経営管理状況評価報告書』を提出していること。</li> <li>✓ 規定に基づき、『中華人民共和国税関輸出入貨物の受取人・荷送人通関申告登録・登記証明書』に係る切替手続および関連する変更手続を行っていること。</li> <li>✓ 連続する1年にわたり、商務、人民銀行、工商、税務、品質検査、外貨、監察等の行政管理部門および機関に不良記録がないこと。</li> </ul> |

# 【B類企業】

C類およびD類の条件に該当せず、一定のリスク指標に該当する場合、B類管理が適用されます。その基準は、『旧弁法』と『新弁法』ではほぼ変更がありません。

| 分類 | 『新弁法』／『新弁法』                                                                                                                                                                                                                                                    |
|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| B類 | <p>C類およびD類の条件に該当せず、以下のいずれかの状況に該当する場合、B類管理を適用。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 初めて登録・登記する場合。</li> <li>✓ 初めて登録・登記した後、管理類別に調整が発生していない場合。</li> <li>✓ AA類企業が、元の管理類別の適用条件に合致せず、かつA類管理類別の適用条件にも合致しない場合。</li> <li>✓ A類企業が、元の管理類別の適用条件に合致しない場合。</li> </ul> |

# 【C類企業】

『新弁法』では、C類企業への分類基準の緩和が行われており、『旧弁法』の「1年以内に3回以上、税関監督管理規定に違反する行為がある場合」という条件に、新たに「規定違反回数が前年度の通関申告書および出入国届出明細書の総枚数の1%を超える場合」という規定違反回数の比率に係る条件が加えられています。また、罰金累計額に関する条件も「50万人民元以上」から「100万人民元以上」に変更されており、リスク指標の緩和が図られています。

| 分類 | 『旧弁法』                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 『新弁法』                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| C類 | <p>以下のいずれかの条件に該当する場合、C類管理を適用。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 密輸行為がある場合。</li> <li>✓ 1年以内に3回以上、税関監督管理規定に違反する行為がある場合、もしくは1年以内に税関監督管理規定の違反により罰金を科され、累計額が50万人民元以上の場合。</li> <li>✓ 1年以内に2回、知的財産権を侵害する貨物を輸出入したことにより、税関の行政処罰を受けたことがある場合。</li> <li>✓ 滞納している税金、罰金・没収が50万人民元以下である場合。</li> </ul> | <p>以下のいずれかの条件に該当する場合、C類管理を適用。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 密輸行為がある場合。</li> <li>✓ 1年以内に3回以上、税関監督管理規定に違反する行為があり、かつ<u>規定違反回数が前年度の通関申告書および出入国届出明細書の総枚数の1%を超える場合</u>、もしくは1年以内に税関監督管理規定の違反により罰金を科され、累計額が<u>100万人民元以上</u>の場合。</li> <li>✓ 1年以内に2回、知的財産権を侵害する貨物を輸出入したことにより、税関の行政処罰を受けたことがある場合。</li> <li>✓ 滞納している税金、罰金・没収が50万人民元以下である場合。</li> </ul> |

# 【D類企業】

D類企業に該当する場合、厳格な監督・管理が適用されますが、その基準は、『旧弁法』と『新弁法』とではほぼ変更がありません。

| 分類 | 『新弁法』／『新弁法』                                                                                                                                                                                                                           |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| B類 | <p>以下のいずれかの条件に該当する場合、D類管理を適用。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 密輸罪がある場合。</li> <li>✓ 1年以内に2回以上、密輸行為がある場合。</li> <li>✓ 1年以内に3回以上、知的財産権を侵害する貨物の輸出入により、税関の行政処罰を受けたことがある場合。</li> <li>✓ 滞納している税金、罰金・没収が50万人民元以上である場合。</li> </ul> |

以上は輸出入貨物の受取人・荷送人に対する管理基準ですが、通関企業に対しても同様にAA～D類の5段階の基準が設けられています。通関企業の分類基準に対しては、代理申告に係る輸出入通関申告書の総枚数についての条件などが加えられており、また当該企業に所属する通関士も管理の対象となる旨、規定されています。

## □ 代理通関における企業分類の不一致に対する措置

通関企業が輸出入貨物の受取人・荷送人を代理して通関業務を行う際に、輸出入貨物の受取人・荷送人と通関企業の分類基準が異なる場合、税関は以下の措置に基づき対応します(『新弁法』第27条)。

- ✓ 通関企業もしくは輸出入貨物の受取人・荷送人がC類またはD類である場合、より低い方の管理類別に基づき相応する管理措置を実施する。
- ✓ 通関企業と輸出入貨物の受取人・荷送人がともにB類以上の管理類別である場合、通関企業の管理類別に基づき相応する管理措置を実施する。

## □ 企業分類の評定記録に係る罰則金額基準

税関の関連規定に違反した場合の警告および罰則の金額につき、『旧弁法』では「1万人民元以下を分類管理に係る評定記録としない」としていたものを、『新弁法』では「3万人民元以下」と、金額基準を引き上げており、規制緩和が行われています。

| 『旧弁法』                                                | 『新弁法』                                                         |
|------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|
| ✓ 警告および罰金額が1万人民元以下の税関監督管理規定に違反する行為は、企業分類管理の評定記録としない。 | ✓ 警告および罰金額が <u>3万人民元以下</u> の税関監督管理規定に違反する行為は、企業分類管理の評定記録としない。 |

この他、『新弁法』では企業の分類基準の昇格に係る申請書類や申請手順などについて規定されています。

『新弁法』の詳細につきましては、以下にございます日本語訳(仮訳)、および15ページ以降にございます中国語原文をご参照ください。なお、関連手続に関しましては、当局の見解をさらに確認していく必要があります。今後、追加の関連情報を入手次第、随時ご案内させていただきます。



## 税関総署令第197号

『中華人民共和國税関企業分類管理弁法』は2010年10月14日に税関総署署務會議において審議の上、採択された。ここに公布する。2011年1月1日より施行する。

署長 盛光祖

2010年11月15日

### 『中華人民共和國税関企業分類管理弁法』

#### 第1章 総 則

**第1条** 企業の法令遵守・自律を奨励し、税関の管理機能の効率を向上させ、輸出入貿易の安全性および利便性を保障するため、『中華人民共和國税関法』およびその他の関連法律、行政法規の規定に基づき、本弁法を制定する。

**第2条** 税関で登録・登記する輸出入貨物の受取人・荷送人、通関企業に係る分類管理は、本弁法を適用する。

その他の企業に係る分類管理は、税関総署が別途規定する。

**第3条** 税関は、企業による法律、行政法規、税関規則、清廉・公正に係る規定の遵守状況および経営管理状況、ならびに税関による監督管理、統計記録等に基づき、AA、A、B、C、Dの5種類の管理類別を設置し、関連企業に対して評価、分類を行い、併せて企業の管理類別を公開する。

**第4条** 税関総署は法令順守、利便性の原則に基づき、異なる管理類別が適用される企業に対して、相応する区別管理措置を制定する。このうち、AA類およびA類企業には相応する通関便宜措置を適用し、B類企業には通常管理措置を適用し、C類およびD類企業には厳密な監督管理措置を適用する。

全国の税関は統一的な企業分類基準、プロセスおよび管理措置を実行する。

税関と企業は協力を強化し、経常的な情報交流および業務連絡を実施しなければならない。

**第5条** 税関総署は企業の分類管理業務に対して指導、監督を行う。直属税関は、当該税関管轄区域の企業に適用する管理類別の査定および調整に係る責任を負う。

## 第2章 管理類別の設定

### 第1節 輸出入貨物の受取人・荷送人

**第6条** AA類の輸出入貨物の受取人・荷送人は、以下の条件を同時に満たしていなければならない。

- (1) A類管理に係る条件を満たし、A類管理がすでに1年以上適用されていること。
- (2) 前年度における輸出入の通関誤差率が3%以下であること。
- (3) 税関の査察・検証を受け、税関管理、企業経営管理および貿易安全の要求に合致していること。
- (4) 毎年、『企業経営管理状況評価報告書』および会計士事務所が作成した前年度の監査報告書を提出していること。半年ごとに『輸出入業務状況表』を提出していること。

**第7条** A類の輸出入貨物の受取人・荷送人は、以下の条件を同時に満たしていなければならない。

- (1) B類管理がすでに1年以上適用されていること。
- (2) 連続する1年にわたり、密輸罪、密輸行為、税関監督管理規定に違反する行為がないこと。
- (3) 連続する1年にわたり、知的財産権を侵害する貨物の輸出入により、税関の行政処罰を受けていないこと。
- (4) 連続する1年にわたり、滞納している税金、罰金・没収といった状況が存在しないこと。
- (5) 前年度の輸出入総額が50万米ドル以上であること。
- (6) 前年度における輸出入の通関誤差率が5%以下であること。
- (7) 会計制度が完備しており、業務記録が真実性、完全性を有していること。
- (8) 自発的に税関管理に協力し、遅滞なく各税関手続を行い、税関に提出する書類、証明書が真実性を有しており、完全かつ有効であること。
- (9) 毎年、『企業経営管理状況評価報告書』を提出していること。
- (10) 規定に基づき、『中華人民共和国税関輸出入貨物の受取人・荷送人通関申告登録・登記証明書』に係る切替手続および関連する変更手続を行っていること。
- (11) 連続する1年にわたり、商務、人民銀行、工商、税務、品質検査、外貨、監察等の行政管理部門および機関に不良記録がないこと。

**第8条** 輸出入貨物の受取人・荷送人に、以下のいずれかの状況が存在する場合、C類管理を適用する。

- (1) 密輸行為がある場合

- (2) 1年以内に3回以上、税関監督管理規定に違反する行為があり、かつ規定違反回数が前年度の通関申告書および出入国届出明細書の総枚数の1%を超える場合、もしくは1年以内に税関監督管理規定の違反により罰金を科され、累計額が100万人民元以上の場合
- (3) 1年以内に2回、知的財産権を侵害する貨物を輸出入したことにより、税関の行政処罰を受けたことがある場合
- (4) 滞納している税金、罰金・没収が50万人民元以下である場合

**第9条** 輸出入貨物の受取人・荷送人に、以下のいずれかの状況が存在する場合、D類管理を適用する。

- (1) 密輸罪がある場合
- (2) 1年以内に2回以上、密輸行為がある場合
- (3) 1年以内に3回以上、知的財産権を侵害する貨物の輸出入により、税関の行政処罰を受けたことがある場合
- (4) 滞納している税金、罰金・没収が50万人民元以上である場合

**第10条** 輸出入貨物の受取人・荷送人が本弁法第8条および第9条に掲げる状況に該当せず、かつ以下のいずれかの条件に合致する場合、B類管理を適用する。

- (1) 初めて登録・登記する場合
- (2) 初めて登録・登記した後、管理類別に調整が発生していない場合
- (3) AA類企業が、元の管理類別の適用条件に合致せず、かつA類管理類別の適用条件にも合致しない場合
- (4) A類企業が、元の管理類別の適用条件に合致しない場合

**第11条** 税関で登記する加工企業は、輸出入貨物の受取人・荷送人に基づき分類管理を実施する。

## 第2節 通関申告企業

**第12条** AA類の通関企業は、以下の条件を同時に満たしていなければならない。

- (1) A類管理に係る条件を満たし、A類管理がすでに1年以上適用されていること
- (2) 前年度における代理申告の輸出入通関申告書および出入国届出明細書の総枚数が2万枚(中西部は5千枚)以上であること
- (3) 前年度における輸出入の通関誤差率が3%以下であること



- (4) 税関の査察・検証を受け、税関管理、企業経営管理および貿易安全の要求を満たしていること
- (5) 毎年、『企業経営管理状況評価報告書』および会計士事務所が作成した前年度の監査報告書を提出していること。半年ごとに『通関代理業務状況表』を提出していること

**第13条** A類の通関企業は、以下の条件を同時に満たしていなければならない。

- (1) B類管理がすでに1年以上適用されていること
- (2) 企業および所属する業務執行通関士が連続する1年において、密輸罪、密輸行為、税関監督管理規定に違反する行為がないこと
- (3) 連続する1年において、代理通関の貨物が知的財産権の侵害により税関に没収されたことがないこと、もしくは没収されたが当該貨物に係る知的財産権の状況に対して合理的な審査義務を履行していること
- (4) 連続する1年において、滞納している税金、罰金・没収がないこと
- (5) 前年度の代理申告に係る輸出入通関申告書および出入国届出明細書の総枚数が3千枚以上であること
- (6) 前年度の代理申告に係る輸出入の通関誤差率が5%以下であること
- (7) 法に基づき帳簿と営業記録を作成し、委託を受けて行った通関業務手続に係るすべての活動を真実、正確かつ完全に記録していること
- (8) 毎年、『企業経営管理状況評価報告書』を提出していること。
- (9) 規定に基づき、登録・登記・許可の延長手続、ならびに『中華人民共和国税関通関企業通関登録登記証明書』の切替手続および関連する変更手続を行っていること。
- (10) 連続する1年において、商務、人民銀行、工商、税務、品質検査、外貨、監察等の行政管理部門および機関に不良記録がないこと。

**第14条** 通関企業に以下のいずれかの状況がある場合、C類管理を適用する。

- (1) 密輸行為がある場合
- (2) 1年以内に3回以上、税関監督管理規定に違反する行為があった場合、もしくは1年以内に税関監督管理規定を違反したことにより罰金を科され、累計額が50万人民元以上である場合
- (3) 1年以内に代理通関に係る貨物が知的財産権を侵害したことにより税関に没収されたことが2回あり、かつ合理的な審査義務を果たしていない場合
- (4) 前年度の代理申告に係る輸出入の通関誤差率が10%以上である場合
- (5) 滞納している税金、罰金・没収が50万人民元以下である場合

- (6) 代理通関の貨物が密輸、税関監督管理規定違反の疑いがあり、税関が実施する調査を拒否した場合、もしくは調査への協力を拒否した場合
- (7) 税関に通関業務の従事を一時的に停止させられた場合

**第15条** 通関企業に以下のいずれかの状況がある場合、D類管理を適用する。

- (1) 密輸罪がある場合
- (2) 1年以内に2回以上、密輸行為がある場合
- (3) 1年以内に代理通関に係る貨物が知的財産権を侵害したことにより税関に没収されたことが3回以上あり、かつ合理的な審査義務を果たしていない場合
- (4) 滞納している税金、罰金・没収が50万人民元以上である場合

**第16条** 通関企業に本弁法第14条および第15条に掲げる状況が発生しておらず、かつ以下のいずれかの条件に合致する場合、B類管理を適用する。

- (1) 初めて登録・登記する場合
- (2) 初めて登録・登記した後、管理類別に調整が発生していない場合
- (3) AA類企業が、元の管理類別の適用条件に合致せず、かつA類管理類別の適用条件にも合致しない場合
- (4) A類企業が、元の管理類別の適用条件に合致しない場合

### 第3章 管理類別の適用および調整

**第17条** 企業が本弁法第6条第(1)項もしくは第12条第(1)項、第(2)項の規定に合致する場合、登録地の税関を経由して直属税関へAA類管理の適用に係る申請を提出することができ、併せて以下の資料を提出する。

- (1) 『AA類管理適用申請書』
- (2) 『企業経営管理状況評価報告書』
- (3) 会計士事務所が作成した前年度の監査報告書

**第18条** 企業が本弁法第7条もしくは第13条の規定に合致する場合、登録地の税関を経由して、直属税関にA類管理の適用に係る申請を提出することができ、併せて以下の資料を提出する。

- (1) 『A類管理適用申請書』
- (2) 『企業経営管理状況評価報告書』

**第19条** 登録地の税関は企業からAA類、A類管理の適用に係る申請を受理した後、審査・確認の上、企業の提出した資料に不足がなく、法定の書式に合致している場合、その場で『企業分類管理申請受理決定書』を作成・発行し、直属税関に報告し審査・査定を受けなければならない。

AA類の申請に対して、直属税関が審査の上、査察・検証の必要がないと判断した場合、受理日から1ヶ月以内に適用しない旨の決定を出さなければならない。直属税関が審査の上、査察・検証の必要があると判断した場合、査察の結論を出した日から2ヶ月以内に適用するか否かの決定を出さなければならない。

A類の申請に対して、直属税関は受理日から3ヶ月以内に適用するか否かの決定を出さなければならない。

**第20条** AA類、A類管理の適用を申請する企業に、以下のいずれかの状況がある場合、直属税関はその申請を却下し、かつ適用しない旨の決定を出す。

- (1) 申請時に本弁法に定める条件に合致しない場合
- (2) 審査・確認期間に、本弁法に定める条件に合致しない場合
- (3) 審査・確認期間に、密輸もしくは税関監督管理規定の違反、知的財産権侵害の疑いがある行為が発生し、税関による立件捜査もしくは調査を受けている場合

**第21条** C類企業に、税関が類別調整を決定した日から1年の間に本弁法第8条もしくは第14条に掲げる状況が再度発生していない場合、企業の申請を受け、税関は当該企業をB類に調整する。

D類企業に、税関が類別調整を決定した日から1年の間に本弁法第9条もしくは第15条に掲げる状況が再度発生していない場合、企業の申請を受け、税関は当該企業をC類に調整する。

B類、C類管理への調整を申請したC類、D類企業に本弁法第20条に掲げるいずれかの状況がある場合、直属税関はその申請を却下し、かつ調整しない旨の決定を出す。

**第22条** C類、D類企業がB類、C類への調整を申請する場合、登録地の税関を経由して直属税関に『企業管理類別調整申請書』を提出しなければならない。登録地の税関は、審査・確認の上、企業の提出した資料に不足がなく、法定書式に合致している場合、その場で『企業分類管理申請受理決定書』を作成・発行し、

併せて直属税関による審査・査定を受けなければならない。

直属税関は、受理日から1ヶ月以内に調整を行うか否かの決定を出さなければならない。

**第23条** 企業に以下のいずれかの類別を降格すべき状況がある場合、登録地の税関は発見した日から1ヶ月以内に、本弁法第2章の規定に基づき、その管理類別の調整に係る決定を出さなければならない。

- (1) AA類、A類企業が元の管理類別の適用条件に合致していない場合
- (2) B類企業がC類、D類管理類別のいずれかの状況に該当する場合
- (3) C類企業がD類管理類別のいずれかの状況に該当する場合

**第24条** 直属税関による企業管理類別を調整する、もしくは調整しない旨の決定を受けた場合、企業登録地の税関を経由して決定日から10営業日以内に関連する決定を企業に通知する。

税関が調整に係る決定を出した日から、税関は調整後の管理類別に基づき企業に対して相応する管理措置を実施する。

企業が、税関による企業管理類別を調整するか否かの結論を出す前に、管理類別の調整に係る申請を撤回する場合、税関は管理類別の調整に係る審査を終了し、かつ管理類別の調整に係る審査終了の決定を出す。

**第25条** AA類もしくはA類企業に密輸の疑いがあり、立件捜査もしくは調査を受けている場合、税関は、その管理類別に相応する管理措置を一時的に停止する。停止期間中、B類企業の管理措置に基づき、管理を実施する。

**第26条** 企業の名称もしくは税関登録番号のみに変更が発生する場合、その管理類別を継続して適用することができる。ただし以下のいずれかの状況に該当する場合、以下の方法に基づき調整する。

- (1) 企業に存続分割が発生し、分割後の存続企業が分割前企業の主要権利・義務もしくは債権・債務関係を承継する場合、その管理類別は分割前企業の管理類別を適用し、その他の分割企業は初めて登録する企業と見なす。
- (2) 企業に解散分割が発生した場合、分割企業は初めて登録する企業と見なす。
- (3) 企業に吸収合併が発生した場合、合併企業の管理類別は合併後における存続企業の管理類別を適用する。
- (4) 企業に新設合併が発生した場合、合併企業は初めて登録した企業と見なす。

## 第4章 管理措置の実施

**第27条** 通関企業が輸出入貨物の受取人・荷送人を代理して通関業務を行う場合、税関は通関企業および輸出入貨物の受取人・荷送人それぞれに適用される管理類別に基づき相応する管理措置を実施する。

企業の管理類別の違いにより、実施すべき管理措置に抵触が発生する場合、税関は以下の方式に基づき管理を実施する。

- (1) 通関企業もしくは輸出入貨物の受取人・荷送人がC類またはD類である場合、より低い方の管理類別に基づき相応する管理措置を実施する。
- (2) 通関企業と輸出入貨物の受取人・荷送人がともにB類以上の管理類別である場合、通関企業の管理類別に基づき相応する管理措置を実施する。

**第28条** 加工貿易経営企業と委託加工を引き受ける生産企業との管理類別が一致しない場合、税関は当該加工貿易業務に対して、より低い方の管理類別に基づき、相応する管理措置を実施する。

## 第5章 附 則

**第29条** 企業分類管理の評定記録としての密輸罪につき、その評定期日の認定は人民法院の刑事判決書の発効期日を基準とする。

企業分類管理の評定基準としての密輸行為、税関監督管理規定に違反する行為、知的財産権を侵害する貨物の輸出入行為につき、その評定期日の認定は税関行政処分決定書の公布期日を基準とする。

**第30条** 警告および罰金額が3万人民元以下の税関監督管理規定に違反する行為は、企業分類管理の評定記録としない。

**第31条** 本弁法における以下の用語につき、下記の通り定義する。

「その他の企業」とは、税関で登録・登記する輸出入貨物の受取人・荷送人、通関企業の以外の、税関総署の定めるその他の輸出入活動に直接関係することに従事する企業のことを指す。

「中西部」とは、東部地域以外のその他の地域のことを指す。東部地域には、北京市、天津市、上海市、遼寧省、河北省、山東省、江蘇省、浙江省、福建省、広東省が含まれる。



「滞納している税金」とは、税金納付期限が満了した日から3ヶ月を超えても、依然として納付していない輸出入貨物・物品に係る納付すべき輸出入関税、輸出入段階における税関代理徴収税金の和のことを指し、税関により税関監督管理規定違反であると認定されて、処分以外に、なお納付する必要のある税金を含む。

「滞納している罰金・没収」とは、税関行政処分の決定に定める納付期限の満了日から3ヶ月を超えても、依然として納付していない税関の罰金、没収された違法所得および密輸貨物・物品の等価代金のことを指す。

「輸出入総額」には、税関貿易統計および個別統計データが含まれ、税関の統計を基準とし、関連データは税関企業分類管理にのみ使用される。

「通関誤差率」とは、前年度における企業のすべての通関士による当該企業を申告単位として申告して減点された総回数を、当該年度に企業が申告単位として申告した通関申告書および出入国届出明細書の総枚数で除した百分率のことを指す。

「1年」とは、連続する12ヶ月のことを指す。

「年度」とは、1つの西暦年度のことを指す。

「1年内」とは、企業管理類別を上方調整する場合、『企業分類管理申請受理決定書』の公布日から12ヶ月さかのぼって計算し、企業管理類別を下方調整する場合、直近1回の行政処罰の決定公布日から12ヶ月さかのぼって計算する。

「以上」、「以下」は、それぞれ当該数を含む。

**第32条** 本弁法は税関総署が解釈に責任を負う。

**第33条** 本弁法は2011年1月1日より施行する。2008年1月30日に税関総署令第170号として公布した『中華人民共和国税関企業分類管理弁法』は同時に廃止する。

【 みずほコーポレート銀行(中国)有限公司 中国アドバイザー一部 仮訳 】

## 海关总署第 197 号令

《中华人民共和国海关企业分类管理办法》已于 2010 年 10 月 14 日经海关总署署务会议审议通过，现予公布，自 2011 年 1 月 1 日起施行。

署 长 盛光祖

二〇一〇年十一月十五日

### 《中华人民共和国海关企业分类管理办法》

#### 第一章 总 则

- 第一条** 为了鼓励企业守法自律，提高海关管理效能，保障进出口贸易的安全与便利，根据《中华人民共和国海关法》及其他有关法律、行政法规的规定，制定本办法。
- 第二条** 在海关注册登记的进出口货物收发货人、报关企业的分类管理，适用本办法。
- 其他企业的分类管理，由海关总署另行规定。
- 第三条** 海关根据企业遵守法律、行政法规、海关规章、相关廉政规定和经营管理状况，以及海关监管、统计记录等，设置 AA、A、B、C、D 五个管理类别，对有关企业进行评估、分类，并对企业的管理类别予以公开。
- 第四条** 海关总署按照守法便利原则，对适用不同管理类别的企业，制订相应的差别管理措施，其中 AA 类和 A 类企业适用相应的通关便利措施，B 类企业适用常规管理措施，C 类和 D 类企业适用严密监管措施。
- 全国海关实行统一的企业分类标准、程序和管理措施。
- 海关与企业应当加强合作，开展经常性信息交流和业务联系。
- 第五条** 海关总署对企业分类管理工作进行指导、监督；直属海关负责审定、调整本关区企业适用的管理类别。

## 第二章 管理类别的设定

### 第一节 进出口货物收发货人

**第六条** AA类进出口货物收发货人，应当同时符合下列条件：

- （一）符合A类管理条件，已适用A类管理1年以上；
- （二）上一年度进出口报关差错率3%以下；
- （三）通过海关稽查验证，符合海关管理、企业经营管理和贸易安全的要求；
- （四）每年报送《企业经营管理状况评估报告》和会计师事务所出具的上一年度审计报告；每半年报送《进出口业务情况表》。

**第七条** A类进出口货物收发货人，应当同时符合下列条件：

- （一）已适用B类管理1年以上；
- （二）连续1年无走私罪、走私行为、违反海关监管规定的行为；
- （三）连续1年未因进出口侵犯知识产权货物而被海关行政处罚；
- （四）连续1年无拖欠应纳税款、应缴罚没款项情事；
- （五）上一年度进出口总值50万美元以上；
- （六）上一年度进出口报关差错率5%以下；
- （七）会计制度完善，业务记录真实、完整；
- （八）主动配合海关管理，及时办理各项海关手续，向海关提供的单据、证件真实、齐全、有效；
- （九）每年报送《企业经营管理状况评估报告》；
- （十）按照规定办理《中华人民共和国海关进出口货物收发货人报关注册登记证书》的换证手续和相关变更手续；
- （十一）连续1年在商务、人民银行、工商、税务、质检、外汇、监察等行政管理部门和机构无不良记录。

**第八条** 进出口货物收发货人有下列情形之一的，适用C类管理：

- （一）有走私行为的；
- （二）1年内有3次以上违反海关监管规定行为，且违规次数超过上一年度报关单及进出境备案清单总票数1%的，或者1年内因违反海关监管规定被处罚款累计总额人民币100

万元以上的；

(三) 1 年内有 2 次因进出口侵犯知识产权货物而被海关行政处罚的；

(四) 拖欠应纳税款、应缴罚没款项人民币 50 万元以下的。

**第九条** 进出口货物收发货人有下列情形之一的，适用 D 类管理：

(一) 有走私罪的；

(二) 1 年内有 2 次以上走私行为的；

(三) 1 年内有 3 次以上因进出口侵犯知识产权货物而被海关行政处罚的；

(四) 拖欠应纳税款、应缴罚没款项超过人民币 50 万元的。

**第十条** 进出口货物收发货人未发生本办法第八条和第九条所列情形并符合下列条件之一的，适用 B 类管理：

(一) 首次注册登记的；

(二) 首次注册登记后，管理类别未发生调整的；

(三) AA 类企业不符合原管理类别适用条件，并且不符合 A 类管理类别适用条件的；

(四) A 类企业不符合原管理类别适用条件的。

**第十一条** 在海关登记的加工企业，按照进出口货物收发货人实施分类管理。

## 第二节 报关企业

**第十二条** AA 类报关企业，应当同时符合下列条件：

(一) 符合 A 类管理条件，已适用 A 类管理 1 年以上；

(二) 上一年度代理申报的进出口报关单及进出境备案清单总量在 2 万票（中西部 5000 票）以上；

(三) 上一年度进出口报关差错率 3% 以下；

(四) 通过海关稽查验证，符合海关管理、企业经营管理和贸易安全的要求；

(五) 每年报送《企业经营管理状况评估报告》和会计师事务所出具的上一年度审计报告；  
每半年报送《报关代理业务情况表》。

**第十三条** A 类报关企业，应当同时符合下列条件：

- (一) 已适用 B 类管理 1 年以上;
- (二) 企业以及所属执业报关员连续 1 年无走私罪、走私行为、违反海关监管规定的行为;
- (三) 连续 1 年代理报关的货物未因侵犯知识产权而被海关没收, 或者虽被没收但对该货物的知识产权状况履行了合理审查义务;
- (四) 连续 1 年无拖欠应纳税款、应缴罚没款项情事;
- (五) 上一年度代理申报的进出口报关单及进出境备案清单等总量在 3000 票以上;
- (六) 上一年度代理申报的进出口报关差错率在 5% 以下;
- (七) 依法建立账簿和营业记录, 真实、正确、完整地记录受委托办理报关业务的所有活动;
- (八) 每年报送《企业经营管理状况评估报告》;
- (九) 按照规定办理注册登记许可延续及《中华人民共和国海关报关企业报关注册登记证书》的换证手续和相关变更手续;
- (十) 连续 1 年在商务、人民银行、工商、税务、质检、外汇、监察等行政管理部门和机构无不良记录。

**第十四条** 报关企业有下列情形之一的, 适用 C 类管理:

- (一) 有走私行为的;
- (二) 1 年内有 3 次以上违反海关监管规定的行为, 或者 1 年内因违反海关监管规定被处罚款累计总额人民币 50 万元以上的;
- (三) 1 年内代理报关的货物因侵犯知识产权而被海关没收达 2 次且未尽合理审查义务的;
- (四) 上一年度代理申报的进出口报关差错率在 10% 以上的;
- (五) 拖欠应纳税款、应缴罚没款项人民币 50 万元以下的;
- (六) 代理报关的货物涉嫌走私、违反海关监管规定拒不接受或者拒不协助海关进行调查的;
- (七) 被海关暂停从事报关业务的。

**第十五条** 报关企业有下列情形之一的, 适用 D 类管理:

- (一) 有走私罪的;
- (二) 1 年内有 2 次以上走私行为的;
- (三) 1 年内代理报关的货物因侵犯知识产权而被海关没收达 3 次以上且未尽合理审查义务的;
- (四) 拖欠应纳税款、应缴罚没款项超过人民币 50 万元的。

**第十六条** 报关企业未发生本办法第十四条和第十五条所列情形，并符合下列条件之一的，适用 B 类管理：

- （一） 首次注册登记的；
- （二） 首次注册登记后，管理类别未发生调整的；
- （三） AA 类企业不符合原管理类别适用条件，并且不符合 A 类管理类别适用条件的；
- （四） A 类企业不符合原管理类别适用条件的。

### 第三章 管理类别的适用与调整

**第十七条** 企业符合本办法第六条第（一）项或者第十二条第（一）项、第（二）项的规定，可以通过注册地海关向直属海关提出适用 AA 类管理申请，并提交下列材料：

- （一） 《适用 AA 类管理申请书》；
- （二） 《企业经营管理状况评估报告》；
- （三） 会计师事务所出具的上一年度审计报告。

**第十八条** 企业符合本办法第七条或者第十三条的规定，可以通过注册地海关向直属海关提出适用 A 类管理申请，并提交下列材料：

- （一） 《适用 A 类管理申请书》；
- （二） 《企业经营管理状况评估报告》。

**第十九条** 注册地海关接受企业适用 AA 类、A 类管理申请后，经审核企业提交的材料齐全，符合法定形式的，应当当场制发《企业分类管理申请受理决定书》，并报直属海关审定。

对申请 AA 类的，直属海关经审查认为不需要进行稽查验证的，应当自受理之日起 1 个月内作出不予适用决定；直属海关经审查认为需要进行稽查验证的，应当在稽查结论作出之日起 2 个月内作出适用或者不予适用决定。

对申请 A 类的，直属海关应当自受理之日起 3 个月内作出适用或者不予适用决定。

**第二十条** 申请适用 AA 类、A 类管理的企业有下列情形之一的，直属海关对其申请予以退回，并作出不予适用的决定：

- （一） 申请时不符合本办法所规定的条件的；
- （二） 审核期间不符合本办法所规定的条件的；



(三) 审核期间有涉嫌走私或者违反海关监管规定以及侵犯知识产权的行为被海关立案侦查或者调查的。

**第二十一条** C 类企业自海关作出类别调整决定之日起满 1 年未再发生本办法第八条或者第十四条所列情形的, 经企业申请, 海关将其调整为 B 类。

D 类企业自海关作出类别调整决定之日起满 1 年未再发生本办法第九条或者第十五条所列情形的, 经企业申请, 海关将其调整为 C 类。

申请调整为 B 类、C 类管理的 C 类、D 类企业有本办法第二十条所列情形之一的, 直属海关对其申请予以退回, 并作出不予调整的决定。

**第二十二条** C 类、D 类企业申请调整为 B 类、C 类的, 应当通过注册地海关向直属海关提交《企业管理类别调整申请书》。注册地海关经审核, 企业提交的材料齐全, 符合法定形式的, 应当当场制发《企业分类管理申请受理决定书》, 并报直属海关审定。

直属海关应当自受理之日起 1 个月内作出调整或者不予调整的决定。

**第二十三条** 企业有下列应当降低类别情形之一的, 注册地直属海关应当自发现之日起 1 个月内, 根据本办法第二章的规定, 作出调整其管理类别的决定:

- (一) AA 类、A 类企业不符合原管理类别适用条件的;
- (二) B 类企业有 C 类、D 类管理类别情形之一的;
- (三) C 类企业有 D 类管理类别情形之一的。

**第二十四条** 经直属海关决定调整或者不予调整企业管理类别的, 由企业注册地海关在决定作出之日起 10 个工作日内将相关决定送达企业。

自海关作出调整决定之日起, 海关按照调整后的管理类别对企业实施相应的管理措施。

企业在海关作出调整或者不予调整企业管理类别之前撤回管理类别调整申请的, 海关终止管理类别调整的审核, 并作出终止管理类别调整审核的决定。

**第二十五条** AA 类或者 A 类企业涉嫌走私被立案侦查或者调查的, 海关暂停其与管理类别相应的管理措施; 暂停期内, 按照 B 类企业的管理措施实施管理。

**第二十六条** 企业仅名称或者海关注册编码发生变化的，其管理类别可以继续适用，但是有下列情形之一的，按照下列方式调整：

- （一） 企业发生存续分立，分立后的存续企业承继分立前企业的主要权利义务或者债权债务关系的，其管理类别适用分立前企业的管理类别，其余的分立企业视为首次注册企业；
- （二） 企业发生解散分立，分立企业视为首次注册企业；
- （三） 企业发生吸收合并，合并企业管理类别适用合并后存续企业的管理类别；
- （四） 企业发生新设合并，合并企业视为首次注册企业。

#### 第四章 管理措施的实施

**第二十七条** 报关企业代理进出口货物收发货人开展报关业务，海关按照报关企业和进出口货物收发货人各自适用的管理类别分别实施相应的管理措施。

因企业的管理类别不同导致应当实施的管理措施抵触的，海关按照下列方式实施：

- （一） 报关企业或者进出口货物收发货人为 C 类或者 D 类的，按照较低的管理类别实施相应的管理措施；
- （二） 报关企业和进出口货物收发货人均为 B 类以上管理类别的，按照报关企业的管理类别实施相应的管理措施。

**第二十八条** 加工贸易经营企业与承接委托加工的生产企业管理类别不一致的，海关对该加工贸易业务按照较低的管理类别实施相应的管理措施。

#### 第五章 附 则

**第二十九条** 作为企业分类管理评定记录的走私罪，其评定时间认定以人民法院刑事判决书生效时间为准。

作为企业分类管理评定记录的走私行为、违反海关监管规定行为、进出口侵犯知识产权货物行为，其评定时间认定以海关行政处罚决定书作出时间为准。

**第三十条** 警告以及罚款额在人民币 3 万元以下的违反海关监管规定行为，不作为企业分类管理评定记录。

**第三十一条** 本办法下列用语的含义是：

“其他企业”，指在海关注册登记的进出口货物收发货人、报关企业外，海关总署规定的其他从事与进出口活动直接有关的企业。

“中西部”，指除东部地区以外的其他地区。东部地区包括北京市、天津市、上海市、辽宁省、河北省、山东省、江苏省、浙江省、福建省、广东省。

“拖欠应纳税款”，指自缴纳税款期限届满之日起超过 3 个月仍未缴纳进出口货物、物品应当缴纳的进出口关税、进出口环节海关代征税之和，包括经海关认定违反海关监管规定，除给予处罚外，尚需缴纳的税款。

“拖欠应缴罚没款项”，指自海关行政处罚决定规定的期限届满之日起超过 3 个月仍未交付海关罚款、没收的违法所得和追缴走私货物、物品等值价款。

“进出口总值”，包括海关贸易统计与单项统计数据，以海关的统计为准，有关数据仅用于海关企业分类管理。

“报关差错率”，指上一年度企业所有报关员以该企业作为申报单位进行申报被记分的总次数，除以该年度企业作为申报单位申报的报关单及进出境备案清单总票数的百分比。

“1 年”，指连续的 12 个月。

“年度”，指 1 个公历年度。

“一年内”，涉及向上调整企业管理类别的，以《企业分类管理申请受理决定书》作出之日倒推 12 个月计算；涉及向下调整企业管理类别的，以最近一次行政处罚决定作出之日倒推 12 个月计算。

“以上”、“以下”，均包含本数。

**第三十二条** 本办法由海关总署负责解释。

**第三十三条** 本办法自 2011 年 1 月 1 日起施行。2008 年 1 月 30 日海关总署令第 170 号公布的《中华人民共和国海关企业分类管理办法》同时废止。

## 【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言:**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持:**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権:**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責:**
  - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
  - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。